

業務指示書

モンゴル国障害児のための教育改善プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年6月11日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 高橋 由徳 Takahashi.Yoshinori@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年6月17日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の() に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：基礎教育に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、40 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／教育政策）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：基礎教育に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：モンゴル 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 アセスメントツール作成】

- 1) 類似業務の経験：障害者支援に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：モンゴル 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 特別支援教育】

- 1) 類似業務の経験：特別支援教育に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：モンゴル 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年6月26日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

(○) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

現地再委託業務：①ベースライン調査、

②エンドライン調査

③障害児のためのアセスメント、発達支援、教育を促進するためのキャンペーン

() 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(MNT1 = 0.064 円, US\$1 = 123.96 円, EUR1 = 135.33 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

(○) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： 7月 2日(木) ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

条件等は、以下のとおりです。

- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
- b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
- c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/教育政策
アセスメントツール作成
特別支援教育

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

44.50 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年7月15日(水)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。
 - ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
 - ②業務の実施方針等
 - ③業務従事予定者の経験・能力
 - ④若手育成加点*
 - ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
モンゴル国障害児のための教育改善プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／教育政策	(24.00)	(9.00)
ア) 類似業務の経験	9.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	(-)	(9.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	(6.00)	(12.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	6.00	6.00
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： アセスメントツール作成	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 特別支援教育	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

現在、モンゴルでは初中等教育を受けている約50万人に対し障害児数は16,000人とされ（教育科学省、2012年）、これらの子どもたちは、特別支援学校（全国でウランバートル市の6校のみ）もしくは通常学校で学んでいる。一方、教育を受けていない障害児の人数は、正確に把握されていないが、2004年に実施された調査では7-18歳の障害児6,713人のうち2,920人（約43%）が学校でまったく学習をしたことがないと回答した結果がある（教育科学省・国家統計局、2005年）。

このような状況を受け、2012年に特別支援教育にかかる技術協力プロジェクトに係る要請がモンゴル政府より我が国に対してあった。これを受け、JICAは2013年に「モンゴルにおける特別支援教育にかかる情報収集・確認調査」を行い、その結果障害児の教育にかかる主な課題として、「教育へのアクセス」という点では、適切な就学のための障害のアセスメント体制が不十分であること、医療・教育・福祉面からの包括的な発達支援が不足していること、「教育の質」については、教育内容が障害児一人一人のニーズに合っていないこと、障害児に対する教員の指導力が不足していること等が明らかとなった。特にロシアやハンガリーで1990年頃までにモンゴル人の教員養成が行われた視覚障害や聴覚障害と比べ、学校現場は知的障害をもつ子どもへの対応に苦慮していることが指摘されている。

モンゴル国政府は、2013年に障害者社会保障法、社会福祉法、教育法、保健法を改正するなど、障害者が障害を持たない人と同じくあらゆる機会を得られる社会実現に向けた制度作りに取り組んでおり、現在、障害者の権利に関する法律および障害者支援にかかる5ヵ年計画を策定中である。具体的には、「教育へのアクセス」という点では、2014年6月に障害の早期発見、適切な発達支援計画の策定、就学先の決定を担う「障害児の保健・教育・社会保障委員会」の中央委員会および支部委員会が人口開発社会保障省の傘下に設置され、中央委員会は障害の早期発見にかかるツール開発、発達支援計画作成ガイドライン等を作成中である。また「教育の質」という点では、2012年に教育科学省（現、教育文化科学省）、教育研究所、教員研修所に特別なニーズ教育担当者が配置されるとともに、2013年に特別支援学校の授業時間数が定められ、知的障害児対象特別支援学校用のカリキュラムおよび教科書が一部作成された。また、モンゴル国立教育大学に現職教員等を対象とした「特別なニーズ教育コース」が開設された。2015年内には、教育文化科学省が策定中の「障害児を教育に等しく参加させる国家プログラム（第2期）」の承認が見込まれている。

このような状況を受け、障害児に対する診断・発達支援および教育の改善を目的としたプロジェクトの詳細計画策定調査を2015年1月に行い、同年4月にモンゴル教育文化科学省および人口開発社会保障省とJICAとの間でR/D (Record of Discussions) が締結された。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

障害児のための教育改善プロジェクト

(2) 上位目標

すべての障害児がニーズに合った発達支援・教育サービス¹を受けられる。

(3) プロジェクト目標

障害児に対する診断・発達支援・教育のモデル²が構築される。

(4) 期待される成果

<成果1>

パイロット地域において、関係機関³の障害児に対するアセスメント・発達支援を実施する能力が強化される

<成果2>

パイロット校において、関係機関の障害児（知的障害を伴う）へ質の高い教育を提供する能力が強化される

<成果3>

ミニ・プロジェクト⁴により、障害児のニーズに合った様々な教育形態の効果が検証される

<成果4>

成果1～3の関係者間での経験共有、および国レベルの制度、政策への反映が行われる

(5) 活動の概要

成果1に関する活動	1-1. パイロット地域を選定する 1-2. 障害児を対象としたアセスメント・ツール ⁵ 及び発達支援を見直し、改善する 1-3. 「障害児の保健・教育・社会保障委員会」の中央委員会及びパイロット地域の支部委員会を対象に、アセスメント及び発達支援に関する研修を実施する 1-4. パイロット地域の「障害児の保健・教育・社会保障委員会」がアセスメント及び発達支援活動を実施する（保護者を対象とした広報活動も含む） 1-5. 活動1-4.を見直す 1-6. 「障害児の保健・教育・社会保障委員会」の活動以外に、就学前健診や療育の実施可能性について検討する 1-7. 関係機関が個別に収集している障害児個々に関する情報を管理するメカニズムを検討する
-----------	--

¹障害児一人一人の特性・ニーズに配慮した行政サービス（医療・社会福祉）の提供、障害児および保護者が希望する就学先（特別支援学校、通常学校）で自立のための教育活動が実施されることを指す。

²パイロット地域/学校において、障害児の診断・発達支援・教育実践のためのツール開発および実践体制の構築を指す。

³ 2. プロジェクトの概要 (7) 関係官庁・機関 (ウ) エ) オ) を指す。

⁴ 障害児のニーズに応える教育改善策を、小規模なパイロット活動として行う（なお対象は知的障害に限定しない）。一回のミニ・プロジェクトの予算は数十万円程度、実施期間を6か月～1年未満とし、契約期間内に複数回実施することを想定している。

⁵ 障害児が学校現場で適切な教育支援を受けられるよう、医学的・心理学的な見地から子どもの現在の能力および教育的ニーズを評価するツールを指す。モンゴルの既存のアセスメント・ツールをベースとし、日本の経験を踏まえながら発展・充実させる。

成果 2 に 関する活動	2-1. パイロット校を選定する 2-2. コアグループ ⁶ を結成する 2-3. コアグループが従来の発達アセスメントのツール、個別教育計画、教育実践を見直し改善する 2-4. コアグループとパイロット校教員が改善されたツールを使用し、質の高い授業を実施できるように研修を実施する 2-5. パイロット校教員が障害児を対象とした個別教育計画を作成し、その計画に基づいて授業を実施する 2-6. 活動 2-5. を見直す 2-7. 個別教育計画の作成方法についてマニュアルを開発する 2-8. 障害児（知的障害を伴う）を対象とした教育実践事例集を作成する
成果 3 に 関する活動	3-1. 「ミニ・プロジェクト」として障害児（すべての障害種を対象とする）のニーズに合った様々な教育改善策を計画する 3-2. 「ミニ・プロジェクト」を実施する 3-3. 「ミニ・プロジェクト」を評価する
成果 4 に 関する活動	4-1. 教育関係機関に対して、成果 1～3 の経験を共有するセミナーを開催する 4-2. 通常学校での障害児の受け入れを促進するため、通常学校の管理職に成果 2 の経験を紹介する 4-3. 教員養成課程のカリキュラム（特別なニーズ教育コース及び通常コース）に成果 2 の経験を反映させる 4-4. 現職教員研修に成果 2 の経験を反映させる 4-5. 特別なニーズ教育に関する学校カリキュラムに成果 2 の経験を反映させる 4-6. 障害児に対するアセスメント、発達支援、教育を促進するためのキャンペーンを実施する

(6) 対象地域

- ア) 診断・発達支援モデルのパイロット地域：ウランバートル市 1 区および地方部 1 県
- イ) 教育改善モデルのパイロット校：パイロット特別支援学校 1～4 校および通常学校数校

(7) 関係官庁・機関

- ア) 教育文化科学省 戦略政策計画局（障害児教育を担当）
- イ) 人口開発社会保障省 人口開発政策実施調整局（障害児の診断・発達支援を担当）
- ウ) 障害児のアセスメント、発達支援、教育に従事する公的機関職員
 - ・教育文化科学省戦略政策計画局 特別なニーズ教育担当官（1 名）
 - ・教育研究所 特別なニーズ教育カリキュラム担当官（1 名）
 - ・教員研修所 特別なニーズ教育研修担当官（1 名）

⁶プロジェクトの実施主体であり、同分野の中核人材から成るグループ。教育研究所（カリキュラム作成担当）、教員研修所（現職教員研修担当）、国立教育大学特別なニーズ教育コース（教員養成担当）、パイロット地域の教育文化局の当該分野専門家及びパイロット校で構成することを想定。

- ・モンゴル国立教育大学 特別支援教育コース教官（約5名）
- ・人口開発社会保障省 人口開発政策実施調整局担当官（約2名）
- ・国立リハビリテーションセンター所長、担当部局職員（約4名）

エ) 「障害児の保健・教育・社会保障委員会」(人口開発社会保障省傘下)

- ・中央委員会メンバー（6名：代表、小児科医、心理士、元特別支援学校教員、医師2名）
- ・パイロット地域の区／県の支部委員会メンバー（委員会あたり7名：代表、小児科医、心理士、教員、リハビリ専門医、ソーシャルワーカー等）

オ) パイロット地域の区／県教育文化局 障害児のアセスメント、発達支援、教育担当職員（区1～2名、県1～2名）

3. 業務の目的

「障害児のための教育改善プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係るR/Dに基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

本業務は、モンゴル国教育文化科学省および人口開発社会保障省とJICAとの間で2015年4月に締結したR/Dに基づいて実施される「障害児のための教育改善プロジェクト」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 中長期的な協力

モンゴル政府は生涯を通じた障害者支援の実現を模索しており、障害の早期発見と早期療育から障害者の自立と社会参加に関する支援に至るまでの包括的な障害者支援のシステム構築を要望している。そのため、JICAでは5～16歳の障害児を対象とする本プロジェクトと17歳以上の障害者を対象とする社会保障プロジェクト（2015年度第4四半期開始予定）を実施し、モンゴル国が抱える障害者支援のニーズに多角的に取り組むことを計画している。社会保障プロジェクトの実施後は、JICA本部の指示に従い、両プロジェクト間の知見を共有し、相乗効果を得られるよう連携を行うこと。

(2) モデル普及への配慮

本プロジェクトではパイロット地域／パイロット校において障害児の診断と教育に関するモデルの構築を目指し、構築されたモデルの普及は、本プロジェクトの後継案件で行うことを想定している⁷。しかし、普及戦略や普及メカニズムを想定せずにモデル構築を行っ

⁷ 詳細計画策定調査ミニッツにおいて、パイロット地域以外への情報共有等に関する経費については、モンゴル側負担と合意している。これは、過去の案件（子どもの発達を支援する指導法改善プロジェクトフェーズ2等）において、プロジェクトではモデル県への普及のみを想定していたところ、モンゴル側が独自にプロジェクト期間中に非モデル県へ普及活動を行ったケースがあり、本プロジェクトにおいても同様の活動が

た場合、現実的ではない複雑なモデルになりがちで、結局は限定的な普及に留まる危険性がある。このようなリスクをプロジェクト開始当初から念頭に置くこと。モデルの構築にあたっては、モンゴル国内の既存のモデルをベースとし、日本の経験を加味して改善する、あるいは日本のモデルをモンゴルで試行しつつ改善する、という形で開発されることが望ましい。

なお、モデル構築の際には、高い費用対効果、実施可能性、持続性が確保できるコンポーネントの開発と、それらの最小限かつ効果的な組み合わせ（ミニマムパッケージ）を提供し、迅速なモデル普及を可能にするよう留意すること。

JICAは、プロジェクト前半に首都近郊でモデルを検証し、後半で地方部での検証を想定しているが、パイロット地域の現状などを踏まえ、より効果的な方法を検討し提案すること。

（３）先方予算確保に不可欠な適時支援の実施

本プロジェクト期間中のパイロット地域／校以外への情報共有等については教育文化科学省が予算措置を行うことになっている。現時点でも本プロジェクトで作成したツール等については、モンゴル側パイロット地域外への経験共有を目指した全国規模の活動が想定される。そのため、モデル普及については多額の予算が必要であることから、インパクトの最大化に向けて普及事業の予算化とモンゴル政府の予算確保に向けた支援を JICA 事務所および JICA 本部と連携しながら行うこと。

（４）モンゴル関係者・関係機関間の情報・経験共有の重要性

障害児の保健・教育・社会保障中央委員会の設立には、人口開発社会保障省、教育文化科学省、保健省の３省が関わっており、同委員会は国立リハビリテーションセンターの管轄下に置かれている。そして、中央委員会の下部組織として各区に地方委員会が置かれ、医師・ソーシャルワーカー、教育関係者が委員として診断や助言を行うことになっている。また、障害児の教育に関しては、特別支援学校とその支援を受ける通常学校、それらを管轄する区の教育課や県の教育局、協力成果の各種事業への反映が期待される国立教育研究所、教員研修センター、国立教育大学等、数多くの関係機関と関係者が存在する。そのため、効率的なプロジェクト・マネジメントと関係機関が有する情報・経験の活用には関係者間・関係機関間の情報・経験共有メカニズムの構築が不可欠であり、協力の成否を左右するといっても過言ではない。現在は関係者間の属人的なコミュニケーション以外に、公式な情報・経験共有のメカニズムは存在しない。そのため各機関の現行の活動を繋ぎ、情報共有を図ることで一定の相乗効果が期待できることから、積極的に機関横断的な協力体制の構築を目指すこと。

（５）日本側の実施体制

本プロジェクトでは障害児の早期発見および療育に関する日本の地方自治体、医療関係者、社会福祉関係者ならびに障害児教育（特別支援教育／インクルーシブ教育）の実践者による支援が必要である。加えて必要に応じ、当該分野の実績・知見を有する企業・NPO・大学も支援体制に含めることを検討し、プロジェクトの効果を最大化できる実施体制を提案すること。

(6) ドナー間調整の必要性

前述の通りモンゴル政府は生涯を通じた障害者支援の実現を模索しており、そのために必要な支援を様々なドナーに依頼している。本プロジェクトの関係では、既にアジア開発銀行が障害児の早期診断への協力を検討しており、同機関との連携強化を目的として JICA との間で MOU の締結がなされた。このほかにも当該分野では UNICEF や UNESCO といった国際機関や中国などの二国間援助機関、各種の NGO が支援しており、これらの機関の動向に注意しつつ、JICA と相談の上、連携・協調を図ること。

(7) 他スキームとの連携・協同

障害児関連の協力として、JICA はボランティア派遣（職種：障害児・者支援、理学療法士、作業療法士、義肢装具、ソーシャルワーカー等）を行っており、このような他スキームで当該分野に従事する関係者との情報共有を密に行い、また積極的に連携を検討することが望ましい。また教育分野の協力実績としては、「子どもの発達を支援する指導法改善プロジェクトフェーズ2」（2010～2013年）により、モデル県での授業研究活動が定着していることから、本プロジェクトの効果普及の仕組みとしても活用が可能である。

(8) 現地リソースの活用

モンゴル国独自の社会・経済・文化、法体系、商習慣、契約等における要素に配慮することが肝要である。このため、コンサルタントは、現地リソース（コンサルタント、NGO 等）を情報収集や調査者として積極的に活用すること。

(9) 他国協力への活用

本プロジェクトにおいてモンゴル語で作成する各種ツール（アセスメントツール、個別教育計画及び作成マニュアル、教育実践事例集）を今後他国への協力にも活用できるよう、英語への翻訳も行うこととし、その費用も契約見積りに含めること。

(10) 広報

本協力の意義、活動内容とその成果をモンゴル・日本両国の国民各層に正しく理解してもらえよう、効果的な広報に努めること。メディアとしてはTV、ラジオ、新聞、ニュースレター、ポスター、ウェブサイト、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、DVD 等が想定されるが、使用メディアと活用方法について具体的な提案を行うこと。また、JICA が開設する技術協力ホームページ (<http://www.jica.go.jp/oda/index.html>) のコンテンツの中で、協力活動の進捗状況及び成果等を2か月に1回を目処に更新すること。

6. 業務の内容

本契約業務の内容は次のとおりとし、業務工程は第1年次、第2年次に区分される。

本業務では以下の業務（活動）を実施する（必ずしも時系列の記載にはなっていない）。想定される業務の工程は R/D に添付の PO（Plan of Operation）のとおりであるが、より適切な工程がある場合にはプロポーザルに含めて提案すること。

第1年次：2015年8月～2017年6月

第2年次：2017年8月～2019年7月

(1) ワークプラン（ドラフト）の作成

本指示書配布資料、及びその他の日本国内で入手可能な資料情報を整理し、業務実施に関する基本方針、方法（技術移転の手法及び援助協調を含む）、項目と内容、実施体制、並びにスケジュール等を検討する。JICA 人間開発部の承認後、ワークプラン（ドラフト）としてとりまとめる。

(2) ワークプランの説明・協議

モンゴル国の C/P 機関、並びに関連ドナーにワークプランを説明・協議し、協議結果を踏まえ、最終化する。

(3) 成果 1 に関する活動

パイロット地域の障害児に対するアセスメント・発達支援の能力強化を目指す。パイロット地域は、「障害児の保健・教育・社会保障委員会」の活動単位を考慮し、ウランバートル市に 1 区、地方部に 1 県を想定している。パイロット地域になるメリットと負担の両方を説明したうえで、参加の意志を持つ自治体から選定を行う。

障害児のアセスメント及び発達支援の指針を決定するのは「障害児の保健・教育・社会保障中央委員会」、その実施にあたるのが当該地域の支部委員会である。現在、中央委員会では海外での事例を参考にアセスメント・ツールの開発、発達支援を行うためのガイドライン等を作成している。

発達の遅れや障害が疑われる場合、家庭医から二次病院もしくは専門病院に引き継がれ、診断書が発行されると、支部委員会で協議される。支部委員会の構成は、(1) 委員長、(2) 小児科医、(3) 心理士、(4) 特別なニーズ教育を専門とする教員、(5) リハビリテーションの専門家、(6) 社会福祉サービス課職員、(7) 精神科医 である。従来、モンゴルでは医師のみで構成される委員会で障害が認定され、治療と社会福祉の方針が決定されていた。これに対し、新しく導入された「障害児の保健・教育・社会保障委員会」には教育、リハビリテーション、社会福祉の専門家が協議に加わり、当該児の発達支援に関する総合的な支援計画を策定することが期待されている。これらの仕組みは、日本の地方自治体が設置する就学指導委員会や改正障害者基本法を受けて取り込まれている早期からの教育相談・支援体制構築に類似する点も多い。日本国内における経験等を参考に、より高い効果及び効率性が望めるアプローチを検討する。

また、「障害児の保健・教育・社会保障委員会」への直接的な支援以外に、障害児のアセスメント・発達支援に寄与する活動として、就学前健診や療育の実施可能性検討、関係機関が個別に収集している障害児に関する情報の共有化に向けた活動を設定している。

第 1 年次 2015 年 8 月～2017 年 6 月	1-1. パイロット地域を選定する 1-2. 障害児を対象としたアセスメント・ツール及び発達支援を見直し、改善する 1-3. 「障害児の保健・教育・社会保障委員会」の中央委員会及びパイロット地域の支部委員会を対象に、アセスメント及
---------------------------------	---

	<p>び発達支援に関する研修を実施する</p> <p>1-4. パイロット地域の「障害児の保健・教育・社会保障委員会」がアセスメント及び発達支援活動を実施する（保護者を対象とした広報活動も含む）</p> <p>1-5. 活動 1-4. を見直す</p>
<p>第2年次</p> <p>2017年8月～2019年7月</p>	<p>下記の活動についてモンゴルの学校年度・会計年度を踏まえて実施する。</p> <p>1-3. 「障害児の保健・教育・社会保障委員会」の中央委員会及びパイロット地域の支部委員会を対象に、アセスメント及び発達支援に関する研修を実施する</p> <p>1-4. パイロット地域の「障害児の保健・教育・社会保障委員会」がアセスメント及び発達支援活動を実施する（保護者を対象とした広報活動も含む）</p> <p>1-5. 活動 1-4. を見直す</p> <p>1-6. 「障害児の保健・教育・社会保障委員会」の活動以外に、就学前健診や療育の実施可能性について検討する</p> <p>1-7. 関係機関が個別に収集している障害児個々に関する情報を管理するメカニズムを検討する</p>

（4）成果2に関する活動

プロジェクトの実施主体であり、同分野の中核人材から成るコアグループを結成し、従来モンゴルの特別支援学校で使用されてきた発達アセスメント・ツール、個別教育計画、教育実践を見直す。その後、日本の経験を参考に改善を行い、パイロット校関係者への研修を実施する。改善されたツール等を活用した教育実践をモニタリングすると共に、個別教育計画作成マニュアル、障害児のための個別教育計画、障害児の発達を測定するアセスメント・ツール、障害児を対象とする教育実践事例集を作成する。

<p>第1年次</p> <p>2015年8月～2017年6月</p>	<p>2-1. パイロット校を選定する</p> <p>2-2. コアグループを結成する</p> <p>2-3. コアグループが従来の発達アセスメントのツール、個別教育計画、教育実践を見直し改善する</p> <p>2-4. コアグループとパイロット校教員が改善されたツールを使用し、質の高い授業を実施できるように研修を実施する</p> <p>2-5. パイロット校教員が障害児を対象とした個別教育計画を作成し、その計画に基づいて授業を実施する</p> <p>2-6. 活動 2-5. を見直す</p>
<p>第2年次</p> <p>2017年8月～2019年7月</p>	<p>下記の活動についてモンゴルの学校年度・会計年度を踏まえて実施する。</p> <p>2-5. パイロット校教員が障害児を対象とした個別教育計画を作成し、その計画に基づいて授業を実施する</p> <p>2-6. 活動 2-5. を見直す</p> <p>2-7. 個別教育計画の作成方法についてマニュアルを開発す</p>

	る 2-8. 障害児（知的障害を伴う）を対象とした教育実践事例集を作成する
--	--

(5) 成果3に関する活動

成果3では、成果2で対象とならない知的障害以外の障害種や、パイロット校以外での教育実践から全国に普及し得るモデルを検証することを目指す。「ミニ・プロジェクト」として、様々な教育改善策を計画、実施、検証する。すべての障害種を対象とする。「ミニ・プロジェクト」として実施する様々な教育改善策は、小規模ながら再現性の高いものを計画し、検証の結果有効な手立が見つかった場合「ガイド」や「マニュアル」を作成し、モンゴル側の予算で継続的に実施するように促す。なお内容の決定に当たっては、業務開始後、モンゴル国政府とJICAとの協議の上で決定する。JICA人間開発部では、インクルーシブ教育／特別支援教育に係るネットワーク勉強会を開催し、当該分野の実績や知見を有する企業・NPO・大学・特別支援学校関係者とのネットワークを2015年度前半に構築していく予定である。「ミニ・プロジェクト」の内容の検討や、進捗の共有、検証結果の報告について本勉強会の活用を検討する。

第1年次 2015年8月～2017年6月	3-1. 「ミニ・プロジェクト」として障害児（すべての障害種を対象とする）のニーズに合った様々な教育改善策を計画する 3-2. 「ミニ・プロジェクト」を実施する 3-3. 「ミニ・プロジェクト」を評価する
第2年次 2017年8月～2019年7月	3-1. 「ミニ・プロジェクト」として障害児（すべての障害種を対象とする）のニーズに合った様々な教育改善策を計画する 3-2. 「ミニ・プロジェクト」を実施する 3-3. 「ミニ・プロジェクト」を評価する

(6) 成果4に関する活動

国レベルの制度や政策へのインプットとして、現職教員研修、教員養成課程のカリキュラム、特別なニーズ教育カリキュラムへ、本プロジェクトの成果を反映させることを計画している。インクルーシブ教育の推進に向け、通常学校の教員に対する研修や通常学校の教員養成課程にも当該分野の知見を積極的に共有する。

また、障害児の就学を促進するためには、障害児の保護者が子どもの発達可能性を認識し、その実現に向けた教育の重要性を認識することや、通常学校の管理職、教員、他の保護者へ「障害理解」を促すことも重要である。「モンゴル国特別支援教育に係る情報収集・確認調査」（2013年10月～2014年1月）では、学校管理職の理解と情熱が当該校の障害児受け入れを左右する事例を複数、確認している。とりわけ、学校管理職に対する「障害理解」の促進について、その方法や内容を吟味し、積極的に行う必要がある。

<p>第1年次 2015年8月～2017年6月</p>	<p>4-1. 教育関係者や機関に対して、成果1～3の経験を共有するセミナーを開催する 4-2. 通常学校における障害児の受け入れを促進するため、通常学校の管理職に成果2の経験を紹介する 4-3. 教員養成課程のカリキュラム（特別なニーズ教育コース及び通常コース）に成果2の経験を反映させる 4-4. 現職教員研修に成果2の経験を反映させる 4-5. 特別なニーズ教育に関する学校カリキュラムに成果2の経験を反映させる 4-6. 障害児のためのアセスメント、発達支援、教育を促進するためのキャンペーンを実施する</p>
<p>第2年次 2017年8月～2019年7月</p>	<p>下記の活動についてモンゴルの学校年度・会計年度を踏まえて実施する。 4-1. 教育関係者や機関に対して、成果1～3の経験を共有するセミナーを開催する 4-2. 通常学校における障害児の受け入れを促進するため、通常学校の管理職に成果2の経験を紹介する 4-3. 教員養成課程のカリキュラム（特別なニーズ教育コース及び通常コース）に成果2の経験を反映させる 4-4. 現職教員研修に成果2の経験を反映させる 4-5. 特別なニーズ教育に関する学校カリキュラムに成果2の経験を反映させる 4-6. 障害児のためのアセスメント、発達支援、教育を促進するためのキャンペーンを実施する</p>

(7) プロジェクト業務進捗報告書の作成

プロジェクト実施期間中に計4回、プロジェクト業務進捗報告書を作成する。作成時期までの活動の進捗状況とそれに伴うプロジェクト目標及び成果の達成状況、プロジェクト実施にあたり工夫した結果、ポジティブな成果を得られた事項や残りの活動を実施する際に改善・留意すべき点を中心に取りまとめる。

なお、本報告書の提出時期は詳細計画策定調査で検討した業務の工程を踏まえて以下「7. 成果品等 (1) 報告書等」に記載の時期を想定しているが、プロポーザルにより適切な業務の工程を提案する場合には、併せて同報告書の適切な提出時期も提案すること。

(8) プロジェクト業務完了報告書の作成

プロジェクト全期間の活動内容とプロジェクト目標の達成度と併せて、今後の類似プロジェクトでの活用を想定し実施運営上の工夫や課題・教訓を取りまとめる。

(9) 合同調整委員会（JCC）の開催および出席、報告

本プロジェクトでは合同調整委員会を設置する。複数の省庁及び関係機関が関与することから、情報共有を密にするために同委員会は原則年2回開催し、プロジェクトの年

間計画の策定、進捗確認、重要事項の決定等を行う。プロジェクト開始約3か月後に第1回JCCを開催し、Plan of Operation確定等を行うほか、各年の教科書開発終了時点をめどに年1回の進捗確認等を行う。コンサルタントは進捗報告、議題に関する資料を作成の上JCCに出席すること。

(10) ワーキンググループの提案

JCCの下、診断コンポーネントおよび教育コンポーネントを担当するワーキンググループを設置することをR/Dで合意している。グループの目的に応じたメンバーを選定し、提案をする。

(11) 広報

本協力の意義、活動内容とその成果をモンゴル・日本両国の国民各層の理解促進のため、協力活動の進捗状況及び成果等を広報する。

(12) 運営指導調査及び終了時評価調査に対する協力

コンサルタントは、技術移転の成果及び目標達成度、業務実績等の情報提供等を通じ、JICAが実施を予定する以下の調査に協力すること。なお日本の当該分野の有識者や実践者を運営指導調査団員として派遣しコンサルタントへの助言・支援を行うことを想定している。

- ・運営指導調査（2015年より毎年1回程度）
- ・終了時評価調査（2019年4月頃）

(13) 国別研修

2015年度については11月中旬～12月中旬にかけて予定されている課題別研修「障害のある子どものための授業づくり」を本プロジェクトの国別研修(内包化)とすることを決定している。研修内容のうち、筑波大学および付属特別支援学校に日程の大半での受入について、JICA筑波を通じ内諾を得ているため、契約締結後はJICA筑波および筑波大学と研修内容を協議すること。それ以外の日程で実施する内容については、配布資料(6)研修スケジュール(案)および下記の研修目的と内容を参照の上、独自に提案を行い、その経費も契約見積に含める。

目的：各所属機関において障害のある子どものための授業案作成方法が導入される。

内容：①日本の特別支援教育と自国の特別支援教育/インクルーシブ教育の比較ができる。

②学習指導案と個別指導案の作成プロセスが理解される。

③自国における特別支援教育の行政のしくみについて改善提案書を作成できる。

また2016年度以降についても日本の特別支援教育/インクルーシブ教育の実践現場および診断・発達支援に関する実践現場の知見を共有するために、国別研修が必要と考えており、R/Dでは年間最大10名を受け入れる旨モンゴル側と合意している。必要と考えられる場合は2016年度以降の国別研修の内容案について提案し、その経費も契約見積に含める。

なお、国別研修の提案については以下の資料を参照すること。

- コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン
<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/trainee.html>

7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は各年度の業務完了報告書とする。

各報告書等の先方政府への説明に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。なお、以下に示す部数は JICA へ提出する部数であり、それとは別に先方政府関係機関への説明や配布等に使用する部数を確定すること。

第1年次

レポート名	提出時期	部数等
業務計画書	契約締結後 10 日以内(2015年8月上旬)	和文 5 部 レポートの CD-ROM1 部
ワークプラン	業務開始月 (2015年8月下旬)	和文 5 部、英文(要約) 5 部、モ文 5 部 レポートの CD-ROM1 部(和文・英文・モ文)
プロジェクト業務進捗報告書(第1号)	業務開始から約 8 ヶ月経過時 (2016年3月下旬)	和文 5 部、モ文 5 部 レポートの CD-ROM1 部(和文・モ文)
プロジェクト業務進捗報告書(第2号)	業務開始から約 16 ヶ月経過時 (2016年11月下旬)	和文 5 部、モ文 5 部 レポートの CD-ROM1 部(和文・モ文)
診断および教育のツール(案) ・アセスメントツール(案) ・個別教育計画(案)	第1年次契約終了時 (2017年6月上旬)	和文 5 部、英文 1 部、モ文 1 部 レポートの CD-ROM1 部(和文・英文・モ文)
ミニプロジェクト報告書、成果品	第1年次契約終了時 (2016年7月上旬)	和文 5 部、英文 5 部、モ文 5 部 レポートの CD-ROM1 部(和文・英文・モ文)
業務完了報告書(第1年次)	第1年次契約終了時 (2017年6月上旬)	和文 5 部、英文 5 部、モ文 5 部 レポートの CD-ROM1 部(和文・英文・モ文)

第2年次

プロジェクト業務進捗報告書(第3号)	業務開始から約 32 ヶ月経過時 (2018年3月下旬)	和文 5 部、モ文 5 部 レポートの CD-ROM1 部(和文・モ文)
プロジェクト業務進捗報告書(第4号)	業務開始から約 40 ヶ月経過時 (2018年11月下旬)	和文 5 部、モ文 5 部 レポートの CD-ROM1 部(和文・モ文)

診断および教育のツール ・アセスメントツール ・個別教育計画及び作成マニュアル ・教育実践事例集	業務完了時 (2019年7月上旬)	和文5部、英文5部、モ文5部 レポートのCD-ROM1部(和文・英文・モ文)
ミニプロジェクト報告書、成果品	業務完了時 (2019年7月上旬)	和文5部、英文5部、モ文5部 レポートのCD-ROM1部(和文・英文・モ文)
プロジェクト業務完了報告書	業務完了時 (2019年7月上旬)	和文5部、英文5部、モ文5部 レポートのCD-ROM1部(和文・英文・モ文)

なお、各報告書の記載項目(案)は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定にあたっては、JICAとコンサルタントとで協議、確認する。

①ワークプラン記載項目案

- ア) プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)
- イ) プロジェクト実施の基本方針
- ウ) プロジェクト実施の具体的方法
- エ) プロジェクト実施体制(JCCの体制等を含む)
- オ) PDM(指標の見直し及びベースライン設定)
- カ) 業務フローチャート
- キ) 詳細活動計画
- ク) 要員計画
- ケ) その他必要事項

②プロジェクト業務進捗報告書/第1年次業務完了報告書

- ア) プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)
- イ) 活動内容(PDM、POに基づいた活動のフローに沿って記述)
- ウ) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓(業務実施方法、運営体制等)
- エ) プロジェクト目標の達成度(終了時評価結果の概要等)
- オ) 上位目標の達成に向けての提言
- カ) 次期活動計画
- キ) 添付資料
 - ・PDM(最新版、変遷経緯を含む)
 - ・業務フローチャート
 - ・業務の進捗が確認できる資料
 - ・JCC議事録等
 - ・その他活動実績

③プロジェクト業務完了報告書

コンサルタントは、プロジェクト終了までにプロジェクト業務完了報告書を作成し、事前に JICA の承認を得たのち、先方政府並びに関連ドナーへの説明及び内容に関する協議を行う。また、この協議結果を踏まえプロジェクト業務完了報告書を修正の上、JICA が開催する会議でプロジェクト業務完了報告書に基づく最終報告を実施する。

なお、プロジェクト業務完了報告書には最低限以下の項目が含まれる。

ア) プロジェクトの成果

イ) 活動実施スケジュール（実績）

ロ) Plan of Operation に活動実績を記入したもの

エ) 投入実績

カ) 専門家派遣実績（氏名、指導分野、派遣期間、業務概要等）

キ) 供与機材実績（リスト、機材到着日・検収確認日、設置場所、利用・管理状況等）

ク) 現地業務費実績（年度毎の金額実績、再委託業務の成果等）

ケ) プロジェクト実施運営上の工夫、教訓

コ) PDM の変遷（PDM を改訂した経緯がある場合）

サ) プロジェクト活動を写した写真（報告書に別途添付し、電子データで納品）

報告書の仕様については以下の通りとする。

- ・ 報告書（プロジェクト業務完了報告書を除く）についての作成仕様は、A4 版、ワープロ打ち、両面コピー、章毎改頁の編集とし、原則として簡易製本とする。
- ・ プロジェクト業務完了報告書の印刷仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」のとおりとする。ただし、仕様の詳細は JICA の指示に従うものとする。

報告書作成にあたっては次の点に留意すること。

- ・ 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、モンゴル語、英語についてもネイティブ・スピーカー等によるチェックを十分に行い、読みやすいものとする。
- ・ 各報告書のモンゴル国側への説明、協議に際しては、事前に JICA に提出し、承諾を得ること。
- ・ 各報告書表紙の裏面には、調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。
- ・ 報告書が特に分冊方式になる場合には、本編と例えばデータの根拠との照合が簡易に行えるように工夫を施すこと。

(2) 技術協力成果品

以下の成果物について、各年次終了時点までに完成したものを業務完了報告書とともに提出する。なおプロジェクト期間中の活動変更等に応じて、提出する成果物が変更となる可能性に留意する。

- ① 診断ツール（アセスメントツール）
- ② 個別教育計画および作成マニュアル
- ③ 教育実践事例集
- ④ ミニプロジェクト報告書および成果物

(3) 現地再委託の成果品

現地再委託にて実施した業務結果については、業務完了報告書提出時に現地委託業務報告書を提出する。

(4) 収集資料

プロジェクト終了時に契約期間中に収集した資料、データ及びリスト一式（JICA 図書館の定型様式）を提出する。

4. 関連資料

【配布資料】

以下の文書について電子データで配布する。

- (1) 要請書
- (2) 事業事前評価表
- (3) Record of Discussions (R/D)
- (4) 詳細計画策定調査報告書（暫定版）
- (5) 詳細計画策定調査 討議議事録 (Minutes of Meeting)
- (6) 国別研修 研修スケジュール（案）

【閲覧資料】

以下の資料を URL から参照のこと。

- (1) モンゴル国特別支援教育にかかる情報収集・確認調査報告書
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12183372.pdf>

5. 車両備上費

本案件では車両の購入は想定していないことから、レンタカー等の車両備上費を契約額に含めること。

6. 現地再委託

現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案すること。なおその経費については別見積もりとして提出すること。

なお JICA が想定する現地再委託業務は以下のとおりである。

- ① ベースライン調査
- ② エンドライン調査

③ 障害児のためのアセスメント、発達支援、教育を促進するためのキャンペーン

※③については業務開始後その内容に応じ現地再委託をするかどうか JICA と協議の上決定する。

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積り書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

7. 機材の管理

携行機材については、コンサルタントが管理を行い、本案件終了時に JICA と協議し先方実施機関に引き渡すものと JICA モンゴル事務所保管するものとに区分し、必要な手続きを行う。

8. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA モンゴル事務所並びに在モンゴル日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、上記 2 機関と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

9. 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

10. 複数年度契約

本業務においては、各契約において年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算の必要はない。

以上